

募集要項等に関する質問・回答

項番	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	第2	6	施設整備②	更新、施工管理	工事車両通行時の交通安全対策を講じることと記載がありますが、想定される工事車両進入路は県道56号線から三瓶川を横断し進入するルートになりますでしょうか。	工事車両の進入路ルートについては、事業者の責任において検討願います。
2	第2	6	施設整備②	更新、施工管理	更新設備（水車発電機等）について、国内製に限定しないものと理解しております。	更新設備（水車発電機等）について、製造国を限定する規定は設けておりません。
3	第2	6	施設整備③	ダム管理用制御処理設備の改良	貴県にてシステム改良の実施を計画されている理解ですが、現時点で想定する設備更新の時期や内容について、ご教示頂けますでしょうか。	ダム管理用制御処理設備の更新を、現時点では令和9年度から令和10年度にかけて実施する計画としています。ただし、予算措置等の状況により、実施時期が変更となる可能性があります。
4	第2	6	施設整備④	関係機関との協議及び届出等	設備更新時に必要な行政許可や届出はどのようなものを想定されておりますでしょうか。	設備更新内容により異なりますが、一般的には以下のような許認可・届出等が想定されます。 ・河川法等に基づく協議・届出 ・電気事業法等関係法令に基づく手続 ・道路占用、工事施工に関する関係機関との協議 具体的な手続内容については、更新内容に応じて関係機関と協議の上、適切に対応してください。
5	第2	6	維持管理・運営④	非常時の県への協力	過去20年間で当該事象が発生した事実がございますでしょうか。また該当がある場合、その記録等の情報をご開示頂けますでしょうか。	渇水時における水利用調整（渇水調整）を実施しています。当該記録については、県のホームページで公開しています。
6	第2	8		事業の期間	事業契約書(案)は優先交渉者決定後に開示する事を想定されているものと理解しますが、優先交渉者決定から事業契約締結まで約2ヶ月と非常にタイトなスケジュールとなっております。また既設発電所設備運用方法等の引継ぎを考慮しますと、事業者といたしましては早期の事業契約書(案)の開示が望ましいと考えております。このことから、有資格者を対象に、提案書を提出する前段階で事業契約書(案)を開示することについてご再ください。	事業契約書（案）については、募集要項に記載のとおり、契約協議の際に優先交渉権者に提示することとしており、提案書提出段階での開示は予定しておりません。
7	第3	2		事業者の募集及び選定スケジュール	事業者が参加を辞退する場合、参加資格確認結果の通知後も、一切のオブリゲーションを負う事なく辞退できる事と同義であると理解しております。	ご認識のとおりです。
8	第3	3	(2)	応募者の制限	参加表明時には単独企業、提案書提出時には構成企業を含めたグループとする場合の変更も可能と理解しておりますが、具体的な変更手続き方法について、ご教示頂けますでしょうか。	参加表明時に単独企業として申請し、提案書提出時に構成企業を含めたグループとすることは可能です。変更を行う場合は、提案書提出時に、募集要項で定める様式及び必要書類を全て提出してください。なお、参加資格要件を満たしていることが前提となります。
9	第8			提出書類	単独企業での参加表明となる場合、添付書類①会社概要は様式3会社概要書と同義であると認識しておりますが、省略は可能でしょうか。	単独企業での参加表明の場合であっても、募集要項で提出を求めている書類については省略できません。添付書類①「会社概要」を提出してください。
10	第8			提出書類	単独企業での参加表明となる場合、様式5 委任状の提出は必要でしょうか。	単独企業での参加表明の場合、委任関係が生じないため、様式5「委任状」の提出は不要です。
11	第8			提出書類	添付書類⑤の事業業務実績を証明できる資料(契約書の写し等)とは、具体的に何を指しますでしょうか。現在稼働中の既存発電所の諸元等を取り纏めた資料で要件を充足しますでしょうか。	「事業業務実績を証明できる資料」とは、契約書の写し、業務内容が確認できる資料等を想定しています。現在稼働中の既存発電所の諸元や運用実績を整理した資料についても、事業内容が確認できるものであれば、提出資料として差し支えありません。
12	第3	3	(2)	応募者の制限	複数の企業で構成するグループとして応募する場合、『法人税、消費税及び県税を滞納していないことの証明書』の提出について、島根県外に所在する構成企業の取扱いをご教示ください。	応募者の制限として「法人税、消費税、および島根県における県税の滞納がない者であること。」としています。事業所所在地に関わらず全構成員について、最寄りの税務署および島根県の担当窓口で証明書を取得し添付してください。
13	様式集	提出書類一覧	参加表明に関する様式	添付書類④	様式集の提出書類一覧では「法人税、消費税、県税を滞納していない証明書(直近3カ年分、全構成員)」の提出が求められていますが、制度上「現時点で滞納がないこと」の証明書のみ発行可能とのことから、当該証明書の提出をもって要件を満たす取扱いとして差し支えないか、ご教示ください。	「直近3カ年分」としたのは、一定期間にわたり納税状況に問題がないことを確認する趣旨であり、現時点で滞納がないことの証明書の提出をもって、要件を満たすものとします。
14	-	-	-	発電所の運用	発電所運転開始後は、県もしくは事業者のどちらが発電使用水量の調整をする運用となるでしょうか。	募集要項に記載のとおり、発電使用水量は従属式であり、使用水量の調整は県で行います
15	-	-	-	外的要因	既存の水管にはSUS管を使用していることから、流入している水の成分(酸性となっているかなど)をご教示ください。	直近の三瓶ダム水質調査結果（令和8年1月）における湖心地点のpHは7.3でした。
16	-	-	-	関係図面	発電所からダム管理所の高圧ケーブル、制御線のルートが分かる写真(竣工図書)と図面をご提供いただけますでしょうか。	竣工図書において制御線のルートがわかる資料が確認できなかったため、ダム管理者において現地状況を調査のうえ撮影した写真を公開いたします。
17	-	-	-	関係図面	ダム管理所内の単線結線図をご提供いただけますでしょうか。	ダム管理所内の単線結線図を公開いたします。

募集要項等に関する質問・回答

項番	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
18	-	-	-	関係図面	提供いただいた図面(【図面】H3三瓶川総合開発事業(三瓶ダム)管理用水力発電実施設計業務(その1))について、リンク内の図面が【図面】H5三瓶川総合開発事業管理用発電所土木工事と同じものとなっておりますので、ご確認、更新いただけますでしょうか。	リンクを修正いたしました。
19	第2	5	②	-	5.事業の概要(2)Jにおいて、事業者が自己の責任と費用負担で整備した管理用水力発電設備等を、完成後に県へ無償譲渡することとされています。この場合、当該設備整備費用の税務上の取扱い(繰延資産、寄付金等)について不明であるため想定している整理があればご教示ください。	税務上の取扱いについては、税理士又は税務署へご確認ください。